学校給食調理業務委託事業再評価委員会設置要網

(学校給食調理業務委託事業再評価委員会)

第1条 北九州市行財政改革大綱の方針に基づき、経費の低減と民間活力の導入のため平成 16 年度から実施している民間委託による学校給食調理業務の運営状況の評価を行うため、学校給食調理業務委託事業再評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育長の諮問に基づき、民間委託による学校給食調理業務の運営状況の評価 を行い答申する。

(組織)

- 第3条 委員会は11名以内で組織する。
- 2 委員は、学識者、医師、父母教師会の代表者、小学校長及び学校給食の関係者のうちから教育長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める所掌事務を終えるまでの期間とする。

(委員長)

- 第5条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(会議)

- 第6条 委員会は、委員長が召集する。
- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開き、議決することができない。
- 3 委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数を持って決し、可否同数のときは委員 長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶 務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学務部学校保健課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は教育長が定める。

付 則

この要綱は、平成19年8月30日から施行する。